

人材紹介コンサルティング契約書

クライアント名称（以下「甲」という）とアルファ株式会社（以下「乙」という）は、乙が行う人材紹介コンサルティングにつき、下記の通り契約を締結する。

第1条（コンサルティングの委託）

1. 甲は甲の採用する人材の募集、面接、選考等に関する人材紹介コンサルティング業務（以下「業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 乙は、業務を誠実に遂行するとともに、適宜甲に対し進捗状況を報告する。
3. 2.の誠実なる遂行は、職業安定法および有料職業紹介事業の許可基準に定める「個人情報の収集、保管および使用についての留意事項」他、関係法令等を遵守し行うものとする。

第2条（コンサルティングの報酬）

甲と被紹介者との間で雇用契約が成立した場合には、甲は乙に対し、本件業務の報酬として以下に記載する人材紹介手数料を乙に支払う。

＜人材紹介手数料＞

被紹介者の初年度理論年収額の基本 30%とする。

案件の内容・採用難易度等、状況により上限 50%まで手数料を変更する場合がある。

なお理論年収とは、以下の通りとする。

理論年収＝月額固定給（※）×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数

※月額固定給＝基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当

通勤交通費、時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金は月額固定給に含みません。

ただし、割増賃金を一律に支給する場合には月額固定給に含みます。

第3条（報酬の支払）

前条による成功報酬は、被紹介者の甲への入社日をもって発生し、甲は被紹介者の入社月の翌月末までに請求額の全額を乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。なお、金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日までに振込むものとする。

第4条（活動関連事項）

乙が甲に対して紹介した人材を、当該紹介から1年以内に甲が乙に合意、または介添えなしに独自に採用を決定して入社せしめた場合は、これを第1条の「コンサルティングの委託」活動とみなし本契約に該当するものとし、成功報酬として請求するものとする。ただし、乙が甲に人材の情報を提供する以前に、甲が第三者から同一人材の人材情報提供を受けている場合または本人から応募の意思表示を受けている場合はこの限りではない。

第5条（人材紹介手数料の返還）

甲により採用された求職者が、入社日から起算して3ヶ月以内に求職者の自己都合により退社した場合、または求職者本人の責により解雇となった場合には、乙は甲に対して当該報酬額の50%を返還する。また、上記同様に、1ヵ月以内に退職があった場合は80%を返還するものとする。

第6条（秘密の保持）

甲は本契約に関して乙より提供されたすべての被紹介者に関する情報、並びに乙は本契約に関して知り得た甲の情報を全て極秘扱いとし、他に漏らさないものとする。また、特に個人情報については、甲および乙は「個人情報の保護に関する法律」ほか関連法規および関係省庁が作成した個人情報保護に関するガイドラインを誠実に遵守し、個人情報取扱事業者に要求される適正な取扱いを図るものとする。

第7条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。）に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、現在および将来にわたって表明する。かかる表明に違反した場合には、異議なく契約解除を受け入れるものとする。

第8条（誠実協議、合意管轄）

1. 本契約に定めなき事項又は本契約の事項に生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議のうえ、決定するものとする。
2. 本契約の成立・効力・履行および解釈については日本国法に準拠する。本契約に関する紛争については、甲および乙いずれかの居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第9条（契約の有効期間）

本契約は、本契約の締結日より1年間有効とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれから別段の意思表示がない限り、本契約と同一条件をもって引き続き1年継続するものとし、以降も同様とする。

以上、本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名または記名捺印の上、各1通保有する。

令和●●年 ●月 ●日

（甲）

（乙） 東京都文京区小石川 1-3-21 日本生命春日町第2ビル4階
アルファ株式会社
代表取締役 大矢 久